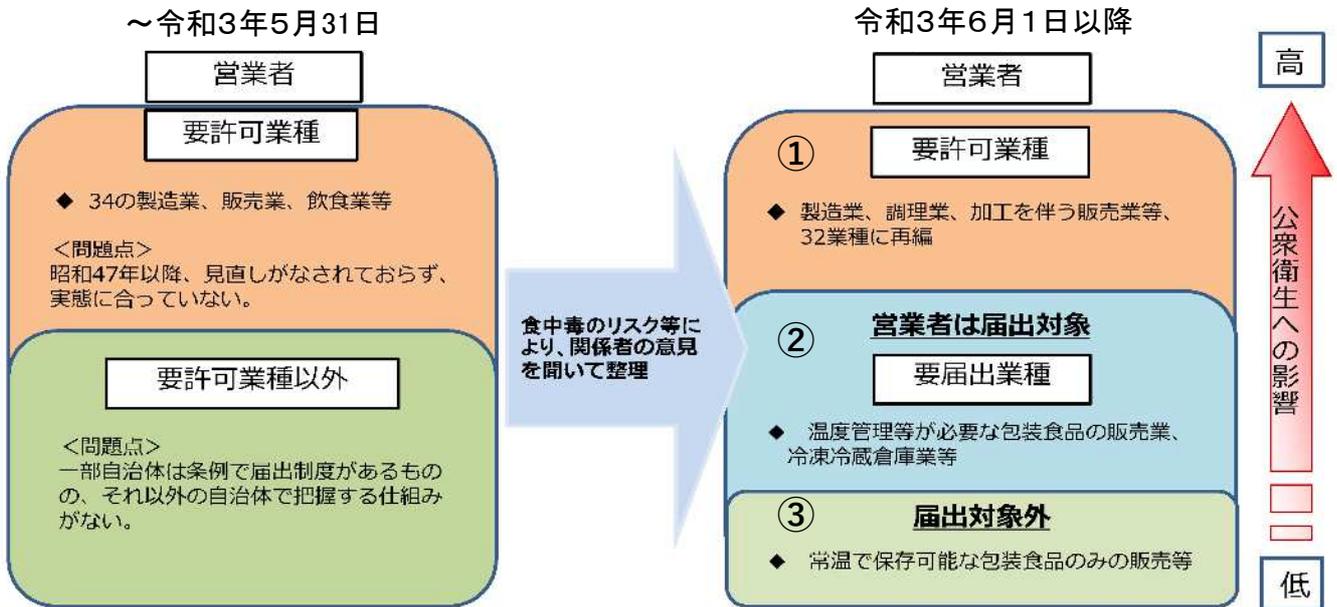


営業届出制度の創設

平成30年の食品衛生法改正により、令和3年6月1日から、原則としてすべての食品等事業者の皆様に、HACCPに沿った衛生管理の実施が義務づけられます。これに伴い、営業届出制度が創設され、「許可営業(下図①)」及び「届出対象外営業(下図③)」に該当しない営業を営む営業者は、一部の届出対象外の営業者を除き、**令和3年11月30日までに**管轄の保健所に「**営業届出(下図②)**」をする必要があります。



営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。
ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。営業者とは、営業を営む人又は法人。

営業届出業種 (上図②)

販売業

- 魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）
- 食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）
- 乳類販売業
- コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）
- 氷雪販売業
- 弁当販売業
- 野菜果物販売業
- 米穀類販売業
- 通信販売・訪問販売による販売業
- コンビニエンスストア
- 百貨店、総合スーパー
- 自動販売機による販売業
- その他の食料・飲料販売業

製造・加工業

- 添加物製造・加工業
- いわゆる健康食品の製造・加工業
- コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）
- 農産保存食料品製造・加工業
- 調味料製造・加工業
- 糖類製造・加工業
- 精穀・製粉業
- 製茶業
- 海藻製造・加工業
- 卵選別包装業
- その他の食料品製造・加工業

その他

- 行商
- 集団給食施設
- 器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）
- 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
- その他

※詳しくは、最寄りの保健所までお問い合わせください。

★既に営業している方は、**令和3年11月30日までに**

管轄保健所に届出を行う必要があります。

★届出する方法は、営業届出書を提出又は食品衛生申請等システムによる届出のいずれかを選択してください。

★届出事項

- 届出者の氏名
- 施設の所在地
- 営業の形態
- 主として取り扱う食品等に関する情報
- 食品衛生責任者の氏名(※)

★HACCPに沿った衛生管理(※)が必要です。

(※)器具・容器包装の製造加工業は不要

許可営業と届出営業の違い

	許可営業	届出営業
許可（届出）申請	○	○
施設基準	○	×
手数料	○	×
許可証（届出済証）	○	×
継続手続	○	×
変更・廃止・承継届	○	○
一般衛生管理の基準	○	○
食品衛生責任者の設置	○	○(※)
HACCPに沿った衛生管理	○	○(※)

○：必要、適用あり



食品衛生関係の問い合わせ・相談は最寄りの保健所まで

指宿保健所 ☎0993-23-3854
加世田保健所 ☎0993-53-2317
伊集院保健所 ☎099-273-2332
川薩保健所 ☎0996-23-3167
出水保健所 ☎0996-62-1636

大口保健所 ☎0995-23-5106
始良保健所 ☎0995-44-7958
志布志保健所 ☎099-472-1021
鹿屋保健所 ☎0994-52-2114
西之表保健所 ☎0997-22-0032

屋久島保健所 ☎0997-46-2024
名瀬保健所 ☎0997-52-5411
徳之島保健所 ☎0997-82-0149